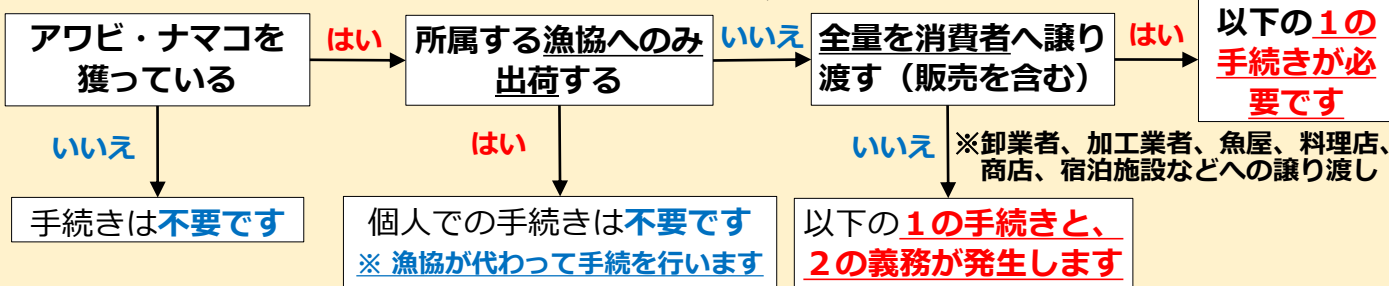


# 令和4年12月1日から、アワビ・ナマコを採捕する方は県等への手続きが必要です。

◆フロー図で、ご自身に必要な手続きについてご確認ください。



- 1 県又は、国への届出（採捕事業者の届出）
- 2 漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存

※届出なしに譲り渡し等を行った場合は、50万円以下の罰金が科せられる場合があります。

## 1. 県又は、国（農林水産省）への届出（採捕事業者の届出）

### (1) 届出事項

※令和4年6月1日から受付開始。事務処理の都合上、**令和4年11月10日頃までに**届け出てください。

- ①氏名又は名称、住所
- ②事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- ③採捕する漁獲物の種類（アワビ、ナマコ）
- ④アワビ、ナマコを採捕する権限（漁業権、漁業許可）
- ⑤譲り渡しをする漁獲物の種類（アワビ、ナマコ）
- ⑥譲り渡しを開始しようとする日※

※令和4年12月1日以前に事業を開始している採捕者は、**「令和4年12月1日」と記入して届出してください。**

**注：**代理人が届出を行う場合は、委任状等の添付が必要です。

国（農林水産省）へ届け出る際は、このほかの添付書類が必要な場合があります。

**届け出た事項に変更が生じた場合は、その都度変更届**が必要です。

### (2) 届出先

届出する者	届出先
漁業権、知事許可に基づき採捕する者※	島根県（各地方機関）

※2つ以上の都道府県知事から許可を受けている場合又は、**農林水産大臣から許可を受けている**場合は、**国（農林水産省）への届出**となります。

### (3) 届出方法

- **原則、電子申請（eMAFF）で届出**を行ってください。
- 行政庁が受理後、**届出者へ届出番号が通知**されます。

※ eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、別途「届出操作マニュアル」をご覧ください。

※ **eMAFFでの届出が困難**である場合に限り、行政庁に対し、**書面での届出も可能**です。

eMAFF



で検索

右のQRコードからもアクセスできます→



## 2. 漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存

### (1) 漁獲番号等の情報伝達

○譲り渡し先へ以下の情報を伝えてください。

- ①漁獲物の名称  
(アワビ、ナマコ)
- ②重量又は数量
- ③譲り渡した年月日
- ④届出採捕者の氏名  
又は名称
- ⑤漁獲番号  
※採捕者が譲り渡す  
際につける16桁の番号

納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日		
送り先 △△水産 住所 △△県△△市00-00 電話番号 000-000-0000	出荷者 〇〇〇漁協 住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000			
漁獲番号: 1234567 221201 XXX				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

①漁獲物の名称  
②重量又は数量  
③譲り渡した年月日  
④届出採捕者の氏名又は名称  
⑤漁獲番号

届出番号 : 1234567 - 221201 - XXX

伝票を渡す際に、取引年月日6桁を記載  
(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号3桁は、産地の取引実態等に  
合わせ乗数に設定。  
※ナマコ、アワビは分けてください。  
(例: アワビXX0、ナマコXX5)

### (2) 取引記録の作成・保存

- 取引記録の内容
- ①漁獲物の名称 (アワビ、ナマコ)
  - ②重量又は数量
  - ③譲り渡し又は廃棄等した年月日
  - ④譲り渡し先の氏名又は名称
  - ⑤漁獲番号
- 保存期間: **3年間**

請求書

2022年12月〇〇日

(有) △△水産 御中  
住所 △△県△△市〇-〇  
電話番号 000-000-0000

12月請求分: 370,000円 (税込み)

日付	品名	数量	金額	番号
12/1	ナマコ	50kg	100,000	1234567221201XXX
12/7	ナマコ	30kg	60,000	1234567221207XXX
12/15	ナマコ	70kg	210,000	1234567221215XXX


〇〇〇漁業協同組合  
住所 〇〇県〇〇市〇-〇  
電話番号 000-000-0000

④譲り渡し先の氏名  
又は名称  
②重量又は  
数量  
③譲り渡し等  
した年月日  
①漁獲物  
の名称  
⑤漁獲番号

取引記録の作成・保存例

➤ **消費者へ直接販売・提供する場合は、情報伝達、記録の作成・保存は不要**です。  
※卸業者、加工業者、魚屋、料理店、商店、宿泊施設などへ販売する場合には必要です。

◆**制度の詳細については国のHPをご覧ください。**

水産流通適正化法 届出  で検索

右のQRコードからもアクセスできます→



### ■県内のお問い合わせ先

お住まいの地域

連絡先

隠岐地域

〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐支庁農林水産局水産課  
☎:08512-2-9669(島後)・08514-7-9106(島前) ✉ okinorin@pref.shimane.lg.jp

東部地域


〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-1 島根県東部農林水産振興センター水産課  
☎:0852-32-5703 ✉ tobu-suisanka@pref.shimane.lg.jp

西部地域

〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 島根県西部農林水産振興センター水産課  
☎:0855-29-5638 ✉ seibu-noshin@pref.shimane.lg.jp

〒690-8501 島根県松江市殿町1 島根県沿岸漁業振興課  
☎:0852-22-6772 ✉ :engan\_gyogyo@pref.shimane.lg.jp

◆島根県沿岸漁業振興課HPにも情報を掲載しています

島根県 水産流通適正化法  で検索

右のQRコードからもアクセスできます→

